総合事業対象者 (要支援者等) 料金表

訪問介護相当サービス

基本料金		1割負担	2割負担	3割負担
1 週あたりの標準 的な回数を定める 場合	週 1 回程度(要支援 1.2)	1,275 円/月	2,550 円/月	3,825 円/月
	週 2 回程度(要支援 1.2)	2,547 円/月	5,093 円/月	7,639 円/月
	週2回を超える程度 (要支援2)	4,040 円/月	8,080円/月	12, 120 円/月
1 カ月当たりの回 数を定める場合 (上限あり)	標準的なサービス	312 円/月	623 円/月	934 円/月
	20 分~45 分の生活援助	194 円/月	388 円/月	582 円/月
	45 分以上の生活援助	239 円/月	477 円/月	716 円/月
	短時間の身体介護	177 円/月	354 円/月	530 円/月

訪問型サービスA

基本料金		1割負担	2割負担	3割負担
1 カ月当たりの回 数を定める場合	20 分~45 分の生活援助	194 円/回	388 円/回	582 円/回
	45 分以上の生活援助	239 円/回	477 円/回	716 円/回

※夜間(午後6時~午後10時まで)又は早朝(午前6時~午前8時)のサービスについては、所定単位数の100分の25が加算され、負担割合に応じて自己負担が増額します。

※深夜(午後10時~午前6時まで)のサービスについては、所定単位数の100分の50が加算され、 負担割合に応じて自己負担が増額します。

【特定事業所加算】

特定事業所加算(Ⅱ)所定単位数に100分の10が加算されます。

【介護職員等処遇改善加算】(I)

一ヶ月の利用単位数に介護職員等処遇改善加算として24.5%が加算されます。

【同一建物等居住者にサービス提供を行う場合】

- ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する者。当該建物利用者の総数が 1月あたり20人以上の場合(×90/100減算)
- ②上記建物の内当該建物利用者の総数が1月あたり50人以上の場合(×85/100減算)